

本 2 病棟にご入院される患者様に適用される施設基準

急性期一般病棟入院基本料 4

当病棟では、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 5～7 人です。
- ・ 夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 14～18 人です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 14～18 人です。

入院食事療養（Ⅰ）

患者様のご年齢及び病状等に応じて、医師及び管理栄養士は適切な栄養量及び食事内容を策定し、食事療養として適時（朝食：午前 7 時 30 分 昼食：午後 0 時 夕食：午後 6 時）に行い、保温食器を使用し適温での提供を行っています。

本 3 病棟にご入院される患者様に適用される施設基準

急性期一般病棟入院基本料 4

当病棟では、1 日に 1 0 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 朝 9 時～夕方 1 7 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 5 ～ 7 人です。
- ・ 夕方 1 7 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 1 4 ～ 1 8 人です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 1 4 ～ 1 8 人です。

入院食事療養（Ⅰ）

患者様のご年齢及び病状等に応じて、医師及び管理栄養士は適切な栄養量及び食事内容を策定し、食事療養として適時（朝食：午前 7 時 3 0 分 昼食：午後 0 時 夕食：午後 6 時）に行い、保温食器を使用し適温での提供を行っています。

C 3 病棟にご入院される患者様に適用される施設基準

急性期一般病棟入院基本料 4

当病棟では、1 日に 1 0 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 朝 9 時～夕方 1 7 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 5 ～ 7 人です。
- ・ 夕方 1 7 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 1 4 ～ 1 8 人です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 1 4 ～ 1 8 人です。

入院食事療養（Ⅰ）

患者様のご年齢及び病状等に応じて、医師及び管理栄養士は適切な栄養量及び食事内容を策定し、食事療養として適時（朝食：午前 7 時 3 0 分 昼食：午後 0 時 夕食：午後 6 時）に行い、保温食器を使用し適温での提供を行っています。

C 4 病棟にご入院される患者様に適用される施設基準

急性期一般病棟入院基本料 4

当病棟では、1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は5～6人です。
- ・ 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は12～15人です。
- ・ 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は12～15人です。

入院食事療養（I）

患者様のご年齢及び病状等に応じて、医師及び管理栄養士は適切な栄養量及び食事内容を策定し、食事療養として適時（朝食：午前7時30分 昼食：午後0時 夕食：午後6時）に行い、保温食器を使用し適温での提供を行っています。

C 8 ・ 9 病棟にご入院される患者様に適用される施設基準

緩和ケア病棟

当病棟では、1 日に 9 人以上の看護師が勤務しています。

尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 朝 9 時～夕方 1 7 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 4 人です。
- ・ 夕方 1 7 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 1 0 人です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 1 0 人です。

入院食事療養（I）

患者様のご年齢及び病状等に応じて、医師及び管理栄養士は適切な栄養量及び食事内容を策定し、食事療養として適時（朝食：午前 7 時 3 0 分 昼食：午後 0 時 夕食：午後 6 時）に行い、保温食器を使用し適温での提供を行っています。